介護保険の訪問看護料金表
ーR6.6改定ー

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位数 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担10割)
20分未満	314単位	320円	628円	3,205円
20分以上30分未満	471単位	480円	961円	4,808円
30分以上1時間未満	823単位	840円	1,680円	8,402円
1時間以上1時間30分未満	1128単位	1,151円	2,303円	11,516円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位数 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担10割)
20分	294単位	300円	600円	3,001円
40分	588単位	600円	1,200円	6,003円
60分	792単位	808円	1,617円	8,086円

（注1）　上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）　上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

介護予防訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位数 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担10割)
20分未満	303単位	309円	618円	3,093円
20分以上30分未満	451単位	460円	920円	4,604円
30分以上1時間未満	794単位	810円	1,621円	8,106円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,112円	2,225円	11,128円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位数 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担10割)
20分	284単位	289円	579円	2,889円
40分	568単位	579円	1,159円	5,799円
60分	426単位	434円	869円	4,349円

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額			
		単位数	利用者負担金		
			自己負担1割	自己負担2割	自己負担10割
初回加算（Ⅰ）	退院(所)した日に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	350単位	357円	714円	3,573円
初回加算（Ⅱ）	退院(所)した翌日以降に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	300単位	306円	612円	3,063円
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	基本利用料の25％	左記額の1割	左記額の2割	左記額同様
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	基本利用料の50％	左記額の1割	左記額の2割	左記額同様
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	254単位	259円	518円	2,593円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	402単位	410円	820円	4,104円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300単位	306円	612円	3,063円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）	600単位	612円	1,225円	6,126円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	以下の基準の全てに適合する場合 1.利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2.緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	600単位	612円	1,225円	6,126円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の1.に該当するものであること。	574単位	586円	1,172円	5,860円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500単位	510円	1,021円	5,105円
特別管理加算Ⅱ		250単位	255円	510円	2,552円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（1月に1回に限り）	250単位	252円	510円	2,552円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（1月に1回に限り）	250単位	252円	510円	2,552円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	2,500単位	2,552円	5,105円	25,525円
口腔連携強化加算	当該加算の体制を満たす場合（1月に1回に限り）	50単位	51円	102円	510円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	6単位	6円	12円	61円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	3単位	3円	6円	30円

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。
※ 地域区分別の単価（7級地10.21円）を含んでいます。